

ご政策第1144号  
令和5(2023)年3月8日

各医療機関等の長様

栃木県保健福祉部長 伸山 信之

栃木県こども医療費助成制度の改正について

本県の保健福祉行政につきましては、日頃から格別の御理解と御協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、栃木県こども医療費助成制度につきましては、依然として止まらない少子化の進行に対応し、子育て支援の充実を図るため、令和5(2023)年4月から、助成対象者について、小学6年生までとしていたものを中学校3年生までとするほか、助成方法についても、未就学児までとしていた現物給付方式の対象を小学校6年生まで拡充することとしたしました。

当該制度の実施に当たりましては、医療機関等関係者皆様の御協力が不可欠でありますので、制度の趣旨を御理解いただき、より一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

なお、令和5(2023)年4月以降の県内こども医療費助成制度につきましては、裏面の一覧に整理しておりますので、御確認くださるよう重ねてお願いいたします。

こども政策課  
母子保健担当  
TEL: 028-623-3064